4 3	［略］
	一　国際保健政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
	経済及び経済協力の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）
	二　社会の分野に係る事項及び経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項に係る総合的な外交政策に関する事務のうち保健に関すること。
	三　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。
	四　前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。
	イ　社会の分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道支援を除く。）
	ロ　経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同で取り組む必要があるものに係る事項（地球環境を除く。）
	五　外務省の所掌に係る経済協力に関する分野別の計画の作成に関する事務のうち保健に関すること。
	六　経済協力に関する国際機関等（地域別のものを除く。）に関する事務のうち外務省の所掌に係るものに関する事務のうち保健に関すること。
	七　第一号から第四号までに規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
	八　第一号から第四号までに規定する事項に関し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関等との協力に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
	九　第一号から第四号までに規定する事項及び経済協力に関する国際機関等（地域別のものを除く。）のうち保健に関するものに関する条約その他の国際約束の締結の準備及びその実施に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
6 5	国際保健政策室に、室長を置く。
	［略］

3	［同上］
［新設］	
4	［新設］
［同上］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○外務省令第五号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第二項の規定に基づき、在勤基本手当の月額の調整に関する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

在勤基本手当の月額の調整に関する規則

（行政職俸給表（一）の九級以上の在外職員に係る調整）

第一条　職務の級（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）に定める職務の級をいう。以下同じ。）が九級以上の在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、一般職の職員の給与に関する法律第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者に該当する配偶者（以下「扶養配偶者」という。）を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、当該在外職員に適用される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）の別表第一に定める額から五千四百十六円を減じた額とする。

2　前項に規定する在外職員が在外公館の長の事務の代理をする場合（当該代理期間が六十日未満のときを除く。以下同じ。）の前項の適用については、同項中「五千四百十六円」とあるのは「四千九百二十三円」とする。